



名古屋市内企業再投資促進補助金のご案内

名古屋市では、長年にわたり、市内の経済・基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します！

対象企業	■ 20年以上名古屋市内に立地する工場等を有する企業
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工場、研究所の新增設 ※1 ■ 設備一新 ※2
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ■ 愛知県及び名古屋市の以下の対象分野要件を満たすことが必要です。 ※3 <ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市の対象分野 <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境・エネルギー課題解決産業 (2) 医療・福祉・健康産業 (3) クリエイティブ産業 (4) 先端分野産業 (5) サポート産業 (6) 中小企業者で主に製造加工を行う製造業等その他市長が認める分野 ○ 愛知県の対象分野 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）

事項	大企業	中小企業
交付要件	投資規模要件 25億円以上	1億円以上
	雇用要件 ※4 100人以上	25人以上
補助対象経費	建物、機械設備に係る 固定資産税・都市計画税相当額	固定資産取得費用 (土地を除く)
補助率	建物、機械設備に係る固定資産税 ・都市計画税相当額の3年分 (研究所の場合は5年分) かつ固定資産取得費用の5%以内 ※5	10%以内
限度額	5億円	10億円
申請期限	工事着工（設備一新の場合は発注日）の30日前まで (愛知県と名古屋市のヒアリングを受けた後、申請書の様式をお渡しします。)	

※1 工場の対象地域は、名古屋市用途地域指定標準にいう工業地域及び工業専用地域です。ただし、中小企業の場合は準工業地域を含みます。（研究施設は、市内全域が対象です。）

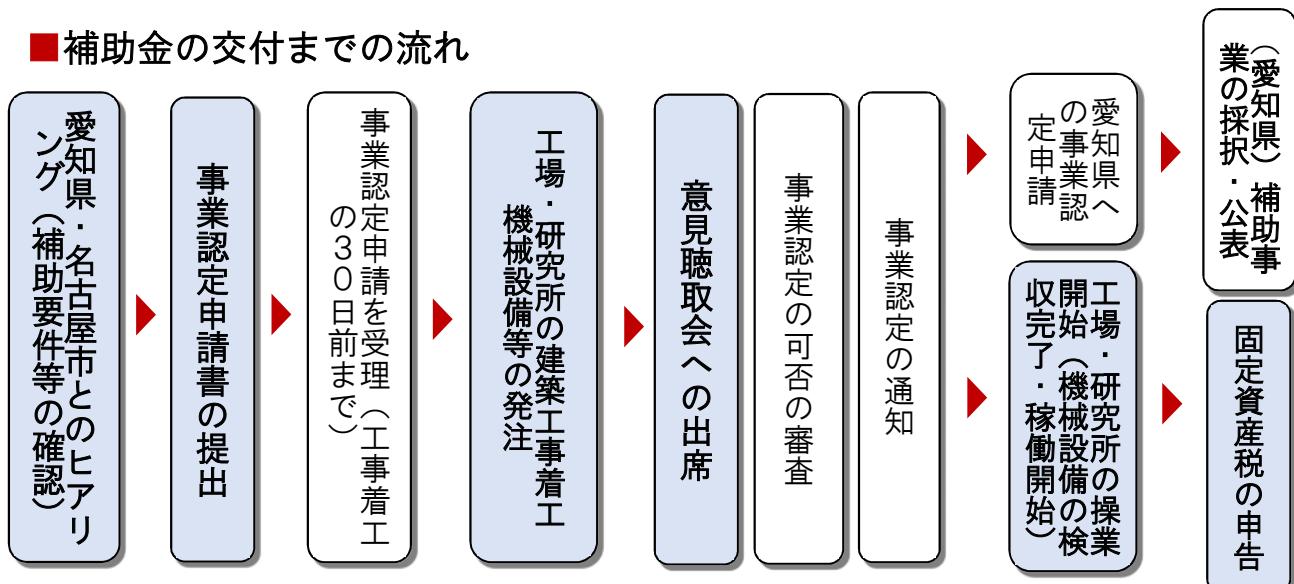
※2 建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機械及び装置の数又は設置面積が、当該建物の機械及び装置の過半を占める場合です。（設備一新のみでも申請は可能です。）

※3 愛知県の新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要です。

※4 名古屋市内の事業所における常用雇用者数の合計で、事業認定申請時点から補助金交付終了年度末までの期間中、満たしていることが必要です。

※5 補助金の交付額の合計が固定資産取得費用の5%以内となります。

■補助金の交付までの流れ



補助金の交付がある年度（操業開始年の翌年）に行います。



- ・意見聴取会は、年4回開催となります。（概ね6月、9月、12月、2月の予定）
- ・補助金交付額が2億円を超える場合は2年度、5億円を超える場合は3年度に分割して交付させていただきます。
- ・補助対象として申請した機械設備等は、事業認定申請後に発注することが条件となります。（発注日を確認する必要から発注書を作成して保存しておいてください。）
- ・工事着工日を確認するため、着工日を特定できる資料（契約書や地鎮祭の開催通知などの写し）を交付申請書に添付して提出していただきます。
- ・工場・研究所の操業を開始した場合は、すみやかに名古屋市へご連絡ください。（名古屋市から愛知県に報告する必要があるため。）

■受付及びお問合せ

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流室 産業立地交流係

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（本庁舎5階）

TEL : 052-972-2423 FAX : 052-972-4135

MAIL : a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp



◇名古屋ビジネス進出サポートサイト (<https://nagoya-potential.jp/>)
「日本の真ん中から未来の真ん中へ。-ひらけNAGOYAポテンシャル-」



■ 補助要件等の確認（右の確認欄にチェックしてご確認ください。）

	補 助 要 件 等	確認欄
確 認 事 項	名古屋市内に20年以上立地し、工場又は研究所を有している。	
	申請を予定している工場は、準工業地域（中小企業に限る。）、工業地域又は工業専用地域に建設する。（研究所は名古屋市内全域が対象です。） なお、工場において設備を一新する場合も補助の対象となります。 「（設備一新）」とは、建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機械及び装置の数又は設置面積が、当該建物の機械及び装置の過半を占める場合です。	
	「申請を予定する工場・研究所で行う事業は、名古屋市の対象分野及び愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）に該当する」という要件を満たす。	
	申請する工場等は申請者自らが所有し、事業計画書に記載の事業を実施する。 (ただし、法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係にあり、工場等及び機械設備を設置する事業者と補助事業を実施する事業者が同一でない場合においては連名により申請することができます。この場合の補助事業者は補助要件を満たす事業者が補助事業者となります。)	
	申請を予定している工場は、生産活動に使用する床面積が延床面積の過半を超える。 (研究所の場合は研究活動に使用する床面積) (ただし、物流施設や倉庫、事務所等の製造や開発機能を有さない機能が過半を占める施設は工場・研究機能を持っていても補助制度の対象となりません。)	
	申請を予定している工場、研究所は、事業認定の申請日から3年内に操業を開始する。 (3年内に操業を開始できない場合は、補助事業の認定が取消しになる場合があります。)	
	投資規模は要件を満たしている。（対象経費は建物の建築工事、機械設備等の取得費用です。 消費税や既存施設の撤去工事費、既存設備の移転費用などは投資額には含まれません。 ）	
	申機申請する機械設備等は、現時点で発注をしていない。	
	申請する機械設備等は、1台あたりの取得価格が50万円以上である。	
	申請する機械設備等は、新しく建築する工場・研究所に設置し使用する。（設備一新の場合を除く。）	
申機申請する機械設備等は、リース契約によるものではない。	申請する機械設備等は、リース契約によるものではない。	
	ソフトウェアや車両などの固定資産税（償却資産）の課税対象とならないものは含まれていない。	
	名古屋市内の事業所に勤務する常用雇用者が、中小企業25人以上、大企業100人以上という雇用要件を満たしている。 「常用雇用者」とは、雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者となります。ただし、派遣労働者、請負労働者、出向者及び外国人技能実習生は含まれません。	
	これまで名古屋市産業立地促進補助金や名古屋市内企業再投資促進補助金を利用していない。 (過去に名古屋市内企業再投資補助金を利用している工場・研究所が立地している事業所に新增設する場合は、この制度を利用できません。また、他の市内事業所で、すでに名古屋市産業立地促進補助金や名古屋市内企業再投資促進補助金をご利用されている場合は、その交付額を差し引いた金額が限度額となります。)	
	愛知県の新あいち創造産業立地補助金に採択された場合は、社名等が愛知県から公表されますが支障はない。（公表内容は、企業名、立地場所、事業内容、認定分野、企業規模）	
	市税（法人市民税及び固定資産税・都市計画税）を滞納していない	

■注意事項（必ずお読みください。）

- 1 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から、10年以内に補助対象の工場・研究所を休・廃止した場合や5年以内に機械設備等を売却・市外移転・廃棄などを行った場合は、交付決定を取消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。
- 2 愛知県の補助事業として採択されなかった場合は、名古屋市の事業認定は取消しになります。
- 3 その他、本補助金の詳細は名古屋市内企業再投資促進補助金交付要綱等によります。

【名古屋市の対象分野】

対象分野	主な業種
環境・エネルギー課題解決産業	次世代自動車、燃料電池、太陽光発電、有機ELなどのエネルギー利用の効率化・再生可能エネルギーを導入した機器の開発製造など低炭素社会を実現するための課題解決に資する業種
医療・福祉・健康産業	医療・福祉・健康分野における機器・装置・システムなどの開発、製造を行う業種
クリエイティブ産業	デザインを商品に加味することで、付加価値を高めることができるようなデザイン・ファッションなどのサービスを行う業種
先端分野産業	航空宇宙、ロボット、プラズマ等ナノテクノロジー、機能性材料、バイオ、炭素繊維、ICT（情報通信技術）、レアメタルなどの開発、製造を先端技術を用いて行う業種
サポート産業	情報サービス、コンサルタントなどの知的ビジネス支援サービス、その他高度・先進的なモノづくり技術を活かして素材、機器などの開発、製造を行う業種
その他	中小企業者で主に製造加工を行う製造業

【愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）】

産業名	日本標準産業分類上の業種名
輸送機械関連産業	繊維工業、化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業を除く）、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業を除く）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測器製造業を除く）、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業
織維関連産業	繊維工業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業を除く）
機械・金属関連産業	繊維工業、化学繊維製造業、化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業を除く）、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、時計・同部分品製造業
健康長寿関連産業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業（化学肥料製造業を除く）、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業
新エネルギー関連産業	繊維工業、化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業を除く）、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業を除く）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（X線装置製造業、医療用電子応用装置製造業、医療用計測器製造業を除く）、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業
農商工連携関連産業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、化学工業（化学肥料製造業を除く）、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業を除く）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（X線装置製造業、医療用電子応用装置製造業、医療用計測器製造業を除く）、情報通信機械器具製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業